

現計画と第五次広域計画【事務局素案（令和８年７月２日版）】の変更点

	区分		現計画の記載内容（概要）	現計画と事務局素案の変更点
序章	はじめに			・計画の回数及び策定年度、被保険者数等の時点修正 ・策定年次特有の状況を説明する文言等を削除
本編	第１	第五次広域計画の趣旨	第四次広域計画は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が行う事務を定めるもので、第三次広域計画を引継ぎ策定するもの	・広域計画の回数を修正
	第２	広域計画で定める項目	（１）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること （２）広域計画の期間及び改定に関すること	・変更なし
	第３	広域連合及び関係市町村が行う事務	（１）被保険者の資格の管理に関する事務 （２）医療給付に関する事務 （３）保険料の賦課及び徴収に関する事務 （４）高齢者保健事業に関する事務 （５）医療費適正化に関する事務 （６）広報広聴に関する事務 （７）電算処理システムに関する事務 （８）制度の改善に関する事務	・マイナ保険証、子ども子育て支援金等、第四次計画から制度が変更された箇所について追記修正 ・より実態に即した内容になるよう文言等の修正
	第４	第五次計画の期間及び改定	・計画期間（令和４年度から令和８年度まで） ・改定の手続	・第四次広域計画を第五次に修正 ・計画期間の時点修正
資料編	資料１	千葉県後期高齢者医療広域連合規約		・変更なし
	資料２	千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み	１ 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事 ２ 主な制度の見直し	（主な出来事） ・令和４・５年度、令和６・７年度及び令和８・９年度の保険料率の改定に係る条例改正を追記 ・R7.2.18、R7.12.18 広域連合長選挙を追記 （主な制度の見直し） ・保険料の減免措置、傷病手当金を廃止のため削除 ・広域連合独自の措置（条例）７.２割軽減を追加 ・医療費窓口負担割合の変更、２割負担の導入を追加 ・子ども・子育て支援金の創設を追加
	資料３	後期高齢者医療制度のしくみ		・実態に即した文言に修正

	資料 4	千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計		・被保険者数等の時点修正
	資料 5	関係市町村別に見た高齢化の状況		・令和 2 年実績値、令和 12 年推計値、令和 22 年推計値の最新の資料に変更